

合も含む) その勤続年数は別個に算定する。

② 全日制高校から同一の併置定時制(夜間)通信制に継続勤務の場合(逆の場合も含む)は別個に算定する。

③ 校名変更並びに合併又は分離により、引き続き新設校に勤務する場合の勤続年数は通算する。

3 学校群による基準

教職員組織の均衡化を図るため、県内を県北、県南、会津、相双、いわきの5地区に分け、各地区ごとに所在する学校を地理的特性等を考慮し、A、B、C3群に分類し、交流を促進する。

A、B、C各群の学校は別表どおりとする。

(1) 昭和44年度以降採用者は、在職期間中、原則として2地区以上およびA、B2群の学校いずれも勤務させるものとする。

(2) ① A群については、原則としてへき地校間、分校間の交流は行わない。

② B群については、原則として同一市内間の交流は行わない。ただしいわき市は除く。

③ C群については、同一市内間の交流は行わない。地区、群別学校分類表による学校分類は、いわゆる学校のランク付けをしたものではない。

地区・群別学校分類表

地区	群	A	B	C
県	北	福農(定) 福工(定) 川俣(定) 保原(定) 安達(定) 福島中央 安達東 保原(掛田) 福島盲ろう	川俣 梁川 保原 安達 二本松工	福島 福女 福西女 福商 福農 福工 福島北
県	南	湖南 埴工 郡工(定) 棚倉(定) 安二 須二 白二 本宮(白沢) 安積(大槻) 安積(御館) 須賀川(長沼) 白河(矢吹) 東白農(鮫川) 小野(平田) 郡山盲ろう 郡養 須養	本宮 須賀川 須女 岩農 棚倉 東白農 石川 田村 船引 小野	安積 安女 郡女 郡商 郡工 耶西工 白河 白女 白農工
会	津	耶麻農 西会津 川口 田島 南会津 只見 若商(定) 会津中央 会二 会工(本部) 会農(西山) 川口(昭和) 只見(つつじが丘) 会津盲ろう	猪苗代 喜多方 喜女 喜商 喜工 大沼 坂下 会農	会津 会女 若女 若商 会工
い	わ	遠野 平工(定) 小名浜(定) いわき中央 平盲ろう 平養	内郷 好間 湯本 小名浜 小名浜水 勿来 常農 勿工 四倉	磐城 磐女 平工 平商
相	双	新地 浪江(津島) 富岡(川内) 相農(飯館)	双葉 浪江 富岡 双農 小高 小高工	相馬 相女 原町 相農

② 昭和49年度末県立学校事務職員に関する方針

県立学校事務職員組織の充実強化と学校事務の能率化を図るため、次の方針に基づいて事務系職員(以下「事務職員」という)の人事を行う。

I 基本方針

- 1 適材を適所に配置し、学校事務の能率化を図る。
- 2 各学校の事務職員組織の充実と均衡化を図る。
- 3 厳正公平な人事を行い、職員の士気の高揚を図る。

II 実施方針

1 採用

- (1) 主事については、「福島県職員採用候補者試験」に合格した者から選考する。
- (2) 栄養技師については、「福島県特殊技術職員採用候補者試験」に合格した者から選考する。
- (3) その他の職員(学校司書、用務員等)については、資格・人物・健康等を十分審査して採用する。

2 交流

- (1) 職種・年齢構成・性別等の均衡化を図るため、つとめて広域的な交流を行う。

(2) 同一校永年勤続者の適正な交流を行う。

(3) 県立学校と教育庁・知事部局との積極的な交流に努める。

3 昇任

(1) 事務長

① 課長相当職については、課長補佐相当職にある者のうちから、勤務実績・健康等を考慮して選考する。

② 課長補佐相当職については、係長相当職にある者のうちから、課長相当職の場合に準じて選考する。

(2) 係長相当職については、人事委員会が行う「係長等資格考査」に合格した者のうちから、事務長の場合に準じて選考する。

(3) 上記以外の職種についても、資格・人物・健康・勤務成績等を考慮して選考する。

4 退職

教育庁職員の人事・知事部局職員の人事方針等を参考にして適正に行う。

III この方針の運用

この方針は、昭和50年度における年間人事についても準